

「金融コングロマリット監督指針（案）」に対する主なコメント及びそれに対する金融庁の考え方

| | コメントの該当箇所 | コメント | 金融庁の考え方 | 提出先 |
|---|-----------|--|---|----------|
| 1 | 全般 | 銀行グループには、従来より、法令や「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、「金融持株会社に係る検査マニュアル」等で経営管理や財務の健全性、業務の適切性などに係る規定が課されている。 本指針は、既存の監督指針や検査マニュアル等における金融コングロマリット関連の規定を監督行政の目線で整理し、明確化したものとの理解で良いか。 | 本監督指針は、既存の監督指針等を整理・明確化しただけではなく、金融コングロマリット化に伴って発生するリスク等を整理し、その管理態勢等について、新たな着眼点・留意点を示したものです。 | 全国銀行協会 |
| 2 | 全般 | 地域金融機関には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等において、証券子会社等との関係をはじめ、グループでの経営管理等に係る留意点等が示されている。 本指針は、こういった諸規定における金融コングロマリットに係る部分を、その趣旨を含め、再整理・明確化したものと考えてよいか。 | 同上 | 全国地方銀行協会 |
| 3 | 全般 | 当監督指針に定める金融コングロマリットの定義に形式的に該当する場合であったとしても、これまでの検査マニュアルや事務ガイドラインに基づいたグループ会社に係る管理態勢が財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題ない場合には、不適切とするものではないという理解でよいか。 | 本監督指針は、既存の監督指針等を整理・明確化しただけではなく、金融コングロマリット化に伴って発生するリスク等を整理し、その管理態勢等について、新たな着眼点・留意点を示したものです。 従って、既存の検査マニュアルや事務ガイドライン等を遵守したとしても、グループの観点からは不適切と判断される場合も考えられます。 | 生命保険協会 |
| 4 | 全般 | 経営管理会社を監督の対象としていますが、経営管理会社が金融庁の監督を直接受けない業種であった場合、どの法令に基づき監督を行うことになるのでしょうか。 | 例えば、経営管理会社が金融庁の監督対象となる金融機関等ではなく、また、金融機関の親会社・主要株主でもない場合、金融庁は当該経営管理会社に直接の監督権限を有しませんが、その場合であっても、グループとしての経営管理、財務の健全性又は業務の適切性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、傘下金融機関に対して情報を求める等の対応をすることが考えられます。 | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|---|--|--|--|-----------|
| 5 | I-1 金融コングロマリットの定義、 または II-1 経営管理 | <p>経営管理会社が海外本国の本店または親会社（持株会社を含む）となる外国金融機関の場合、当該経営管理会社に対する当局の監督が国内の支店や子法人にどのように影響するのかが不明確であります。</p> <p>本邦内グループ全体を管理する機能として代表経営者ないし代表経営陣を構える必要があると考えておりますが、かかる代表者ないし代表経営陣については、本邦内に設置する持株会社内に置くか、又は、既存のグループ金融機関のいずれかに置くかを、各グループが、その事業の状況に応じて決めることができるようにしていただきたいと存じます。この何れでもないとする、外資系金融機関が本監督指針の元に監督される意義が薄れてしまうのではと考えております。</p> | <p>本監督指針は、国内の金融機関又は支店の代表経営者ないし代表経営陣をどの組織に設置するかを規定するものではありません。それは各金融機関の経営判断の問題であり、本監督指針は、そういった経営判断の結果として構築されたグループの態様に応じ、弾力的な運用をしていくものです。</p> | 国際銀行協会 |
| 6 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>金融コングロマリット監督指針(案)は、銀行法・保険業法に定められた銀行持株会社や保険持株会社を含む「金融持株会社グループ」を対象としている。郵政民営化法案は移行期間中の特例として、日本郵政株式会社は銀行法や保険業法の適用を一部受けない（郵政民営化法第64、67条）と定めているが、移行期間中の日本郵政株式会社は郵便貯金銀行および郵便保険会社の株式を保有しており、実質的には金融コングロマリットを形成することになるため、金融コングロマリット監督指針（案）の対象となることをまず確認したい。</p> <p>仮に、今回の監督指針が日本郵政株式会社に適応されない場合は、民間金融機関との対等な競争条件が確保されない、即ちイコール・フットイングが達成されないことになり、郵政民営化法案が掲げる「公正かつ自由な競争を促進」という基本理念とも相反する。金融改革における競争環境のイコール・フットイングあるいは同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するために、ACCGは、日本郵政株式会社を今回の監督指針の対象とすることにおいて、それが実現できない場合は、民営化移行期間中の郵便貯金銀行および郵便保険会社の業務拡大を認めないよう要請する。</p> | <p>郵政民営化については、国会において法案審議がなされているところであり、現段階における一定の制度を前提としたお答えは差し控させていただきます。</p> | 在日米国商工会議所 |
| 7 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>当指針においては、銀行、保険、証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）のうち、2以上の異なる業態の金融機関をグループ内に有することが、経営管理会社を判定する上での要素となっている。証券投資顧問業者、投資信託委託業者については、以下の理由により、経営管理会社を判定する上での要素から除外していただきたい。</p> <p>①投資顧問業者等は自己勘定での運用を殆ど実施しておらず、金融機関としてのリスクという観点からは、経営管理会社及びグループ内の他の金融機関に与える影響が僅少であること。</p> <p>②金融コングロマリットに係る法整備の先事例であるEUにおけるコングロマリット指令（2002年12月）において、資産運用会社の扱いについては、未だ詳細が定められておらず、2007年8月までの検討課題とされていること。</p> | <p>投資顧問業者、投資信託委託業者がグループの中でどのような地位・役割を占めるかは区々である。</p> <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2（3）留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、本監督指針の機械的・画一的運用を避けることとしています。実際に監督を行っていく上では、グループの大きさ、金融コングロマリットの態様や国内にある金融機関の規模、海外当局の監督の同等性等を総合的に勘案し、個別具体的に判断していくこととなります。</p> | 生命保険協会 |
| 8 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>EUにおける金融コングロマリット規制にあるように、規模の小さい会社については、その影響が軽微であることを勘案し、バランスシートの額や当該業種のバランスシートがグループ全体のバランスシートに占める割合に関する客観的基準を設けるか、又は、「金融コングロマリットの監督」（金融</p> | <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2（3）留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担</p> | 生命保険協会 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|--|----------------|
| | | <p>コングロマリットに関するジョイント・フォーラムの作成ペーパー：1999年2月)の「用語の定義」(※)の記載を参考とし、定性的な基準(例えば、「1の業態の金融機関の規模に比して異なる業態の金融機関の規模が小さいこと等によって、1の業態の金融機関の財務の健全性及び業務の適切性等の確保に与える影響が小さい場合は除く。))を設けていただきたい。</p> <p>(※)「金融コングロマリット」とは、その主要業務が金融業であって、それに属する規制対象企業が銀行、保険、証券のうち少なくとも2つの業務に相当程度携わっているコングロマリットをさす。</p> | <p>う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、本監督指針の機械的・画一的運用を避けることとしています。実際に監督を行っていく上では、グループの大きさ、金融コングロマリットの態様や国内にある金融機関の規模、海外当局の監督の同等性等を総合的に勘案し、個別具体的に判断していくこととなります。</p> | |
| 9 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>定義に従えば、保険会社が証券会社・投信投資顧問会社などを子会社として持っているケースは金融コングロマリットとなるが、欧米などの銀行・証券業務などを大規模に展開するコングロマリットとは、相当な規模・事業展開の差がある。事業を限定し、リスクが限定された、小規模な、複数業態の金融機関を持つケースにおいては、実態に応じて態勢整備等についての本監督指針の適用レベルに差異が設けられるべきではないでしょうか。</p> <p>例えば、グループ内に投信投資顧問会社をもちますが、当該会社として運用リスクは負わず投下資本も比較的小さい、また証券会社をもつがDC事業に特化しているなど、経営管理会社としての保険会社の事業リスクは限定的なケースがあります。</p> <p>そのようなケースにおいても、本監督指針に基づいたグループの管理態勢を直ちに求めることは負担が大きいのではないでしょうか。</p> | 同上 | 日本損害保険協会 |
| 10 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>金融コングロマリット監督指針(案)(以下、「本案」といいます。)の下では、「外国持株会社等グループ」に該当するには、当該グループは、少なくとも、日本国内で規制される1社以上の銀行、保険会社又は証券会社等(証券会社、投資顧問業者又は投資信託委託業者)を有しなければなりません。</p> <p>しかし、本案の下では、銀行、保険会社又は証券会社等から成るグループが金融コングロマリットに該当するか否かを決定するに際し、銀行、保険会社又は証券会社等の規模や活動範囲について重大性は要件とされていません。そうすると、外国持株会社グループについては、日本国内での活動及びグループ全体の活動と比して極めて小規模の投資顧問業者や投資信託委託業者を1社有しているだけの場合でも、金融コングロマリットの定義に該当し得ることとなってしまいます。</p> <p>日本国内で規制される会社が1つあるだけで、潜在的には「外国持株会社等グループ」に該当する可能性があることを考えると、当該会社は相当大規模なものである必要があると考えます。比較的小規模の銀行、保険会社又は証券会社等のみを有するグループは、本案の規制を受けるべきではなく、したがって、「金融コングロマリット」の定義の中に、規制対象の会社についての、資本金や収入などの数値による基準を採用すべきであると考えます。</p> | 同上 | 日本ゼネラル・エレクトリック |
| 11 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>経営管理する者が会社以外の者である場合(例えば、社団法人等)についても、金融機関の健全性等の確保の観点から、金融コングロマリット化に伴って発生する特有のリスクに適切に対応する必要性は変わらないものと考えられる。従って、経営管理会社の定義に、会社以外の者も含めるように記載いただきたい。</p> <p>なお、金融機関の健全性等の確保の観点から設けられている主要株主ルールにおいても、会社以外の者も幅広く規制対象とされている。</p> | <p>本監督指針においては、会社単位でグループ化しているコングロマリットを対象としています。経営管理をする者が社団法人や個人である場合も考えられ、そのようなグループにおいても監督指針を踏まえた対応を行うものと思われます。</p> | 生命保険協会 |

| | | | | |
|----|------------------------------|---|---|--------------------------------------|
| 12 | I-1 金融Conglomerate の定義 | <p>経営管理する者が会社以外の者である金融Conglomerateについても、金融機関の健全性等の確保の観点から、金融Conglomerate化に伴って発生する特有のリスクに適切に対応して行く必要性は変わらないものと考えられます。</p> <p>なお、金融機関の健全性等の確保の観点から設けられている主要株主規制でも、会社が株主である場合には限っていません。</p> | 同上 | 日本損害保険協会 |
| 13 | I-1 金融Conglomerate の定義 | <p>証券会社等（証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者）のうちの複数の会社を子会社とする証券持株会社は、2以上の異なる業態（銀行、保険会社、証券会社等の3つの業態）の金融機関を子会社とする会社ではないので、「金融持株会社」には該当しないとの理解でよいか？</p> | そのような理解で結構です。 | メリルリンチ日本証券 |
| 14 | I-1 金融Conglomerate の定義 | <p>本監督指針（案）においては、「金融機関」とは、銀行、保険会社、証券会社等をいうとし、「証券会社等」とは、証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者をいうとされています。ここで用いられている「銀行」、「保険会社」、「証券会社」、「証券投資顧問業者」、「投資信託委託業者」の各用語は、銀行法等の各業法で定義されている意味を有するのか、それとも、別の意味を有するのかが明確ではないので、その点を明確にしていきたいと思えます。</p> <p>上記の各用語が各業法で定義されている意味を有するのであれば、本監督指針において、その旨を明確に記載していただきたいと思えます。また、それに伴って、（注7）の「銀行、保険会社、証券会社等の支店」という文言も修正する必要があると思えます。</p> <p>もし、上記の各用語が別の意味を有するものとして用いられる場合には、本監督指針において、その意味をもう少し具体的に記載していただきたいと思えます。特に、外国の法令に準拠して設立された会社が含まれるか否かの点、リース会社や貸金業者などのノンバンクが「金融機関」に含まれない点を明確にしていきたいと思えます。</p> | <p>「銀行」とは、銀行法第2条第1項「第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。」及び長期信用銀行法第2条「第4条第1項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。」</p> <p>「保険会社」とは、保険業法第2条第2項「第3条第1項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。」</p> <p>「証券会社」とは、証券取引法第2条第9項「第28条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。」</p> <p>「証券投資顧問業者」とは、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第2条第3項「第4条の登録を受けて投資顧問業を営む者をいう。」</p> <p>「投資信託委託業者」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第18項「第6条の認可を受けて投資信託委託業又は投資法人資産運用業を営む者をいう。」</p> | フレッシュフィールド ズブルックハウステ リンガー法律事務所 |
| 15 | I-1 金融Conglomerate の定義 | <p>「外国持株会社等グループ」に該当するか否かを判断する場合、国内に銀行、保険会社、証券会社等の支店又は子会社を有することが要件の一つとなっていますが、上記のうち1業種について国内に支店又は子会社があれば、この要件を満たすのでしょうか。（注7）の文言からは必ずしも明確ではないと思われしますので、この点を明確にしていきたいと思えます。</p> <p>また、上記の理解が正しいとすれば、他の持株会社グループにおいては2以上の異なる業態の「金融機関」（・・・略・・・）が必要とされているにもかかわらず、「外国持株会社等グループ」においては、国内に1業種の「金融機関」があるだけで規制の対象となりますが、なぜ扱いが異なるのでしょうか。例えば、事実上の持株会社が、国内に子会社として銀行を、海外に子会社として証券会社を有している場合は、このグループは、国内に2以上の異なる業態の「金融機関」を有していないため、「事実上の持株会社グループ」に該当しないこととなります。しかし、このグループも、世界的に見た場合は2以上の異なる業態の金融関係の子会社を有し、また、国内において1社の「金融機関」を有しており、持株会社が国内の会社である点を除けば「外国持株会社等グループ」と何ら異なる点にかかわらず、「金融Conglomerate」に該当しないという不均衡が生じると思えます。</p> | <p>外国の法令に準拠して設立された外国持株会社等の法人で、国際的に金融Conglomerateを形成し、日本国内に銀行、保険会社、証券会社等のうち1業態以上の支店又は子会社を保有する場合、外国持株会社等グループに該当します。</p> <p>外国持株会社等グループに該当するには、I-1金融Conglomerateの定義において、国外において（1）～（3）の形態の金融Conglomerateを形成していることを要件としているため、ご指摘のような不均衡はないものと考えます。</p> <p>「外国持株会社等グループ」の場合、主たる業務を外国において行っていることが想定されるため、海外の金融機関の業態を含めて2以上の業態の子会社を要件としています。一方、国内の金融グループの場合、現状においては主たる業務は日本において行われているため、国内で2以上の業態の子会社を要件としています。</p> | フレッシュフィールド ズブルックハウステ リンガー法律事務所 |

| | | | | |
|----|----------------------|---|---|-----------------------------|
| 16 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <p>「外国持株会社等グループ」の場合、国内に銀行、保険会社、証券会社等の支店又は子会社を有することが要件の一つとなっていますが、その場合の「子会社」は、特に留保が付されていないので、本監督指針（案）（注2）に定める「子会社」を意味すると読めます。上記（注2）では、「子会社」とは連結財務諸表規則に規定する連結子会社をいうとされていますが、持株会社が外国会社の場合は、当該持株会社が採用している連結ルールにより「子会社」か否かを判断した方が適切だと思われます。</p> | <p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正し、外国における連結財務諸表ルールが我が国のものと同等とみなされる場合には、外国の規則における連結子会社とすることとしました。</p> <p>（注2）「子会社」とは、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第2条第3号に規定する連結子会社をいう。<u>（ただし、同等の連結財務諸表規則を採用している「外国持株会社等グループ」の場合は、当該外国持株会社等が採用する当該規則における連結子会社をいう。）</u></p> | フレッシュフィールズブルックハウズデリンガー法律事務所 |
| 17 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <ul style="list-style-type: none"> 金融機関親会社グループを構成する「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、I-1(1)の（注4）でいう会社と同義と考えてよいか。 同義であったとしても、本指針では、「グループ内の金融機関」を名宛人する監督上の着眼点等のほか、「グループ内会社」を名宛人とする規定もあることから、「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」の範囲を明確化しておくことが必要と考えられ、I-1(1)の（注4）に加え、具体例を記載してはどうか。 なお、本指針では他に「グループ内の金融機関等」「グループ内会社等」「グループ企業」との表現があるが、定義を明確化していただきたい。 | <p>I-1(1)（注4）に、 「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」とは、以下のいずれかに該当する会社をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①経営管理会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社 ②内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務）の一部又は全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社、と記載しています。 <p>「グループ内の金融機関等」は、監督手法の部分であり、グループ内会社の中でも特に金融庁の監督が及ぶ範囲の会社を表しています。 「グループ内会社等」とは、経営管理会社とグループ内会社を表しています。 「グループ企業」は、ご指摘を踏まえ、「グループ内会社」に修正しました。</p> | 全国地方銀行協会 |
| 18 | I-1 金融コングロマリットの定義 | <ul style="list-style-type: none"> ①で、「連結対象又は持分法適用対象となる会社」とあるが、持分法適用会社では、他に筆頭株主がいる場合など、実質支配権がない場合もある。それらの場合には、グループの基本方針の周知徹底やモニタリングシステムの統一などが困難な場合もあると考えられるので、持分法適用会社が一律に対象であるわけではないことを明記いただきたい。 株式の保有割合が高いため「連結対象」ではあるが、影響度が軽微であるため連結を行っていない会社もあるが、それらは含まれないことを確認したい。 ②の「内部管理に関する業務の一部または全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社」とは具体的にどういふことか。経理に関するシェアードサービス会社をグループ内に保有した場合、その会社がサービスを提供する先はすべてグループ内会社となるのか。そういったケースでも全体への影響度が大きくない会社は対象外であることを確認したい。 | <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2(3)留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、本監督指針の機械的・画一的運用を避けることとしています。実際に監督を行っていく上では、グループの大きさ、金融コングロマリットの態様や国内にある金融機関の規模、海外当局の監督の同等性等を総合的に勘案し、個別具体的に判断していくこととなります。</p> <p>連結対象又は持分法適用対象であれば、影響度が軽微であっても「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」に含まれます。</p> <p>また、内部管理に関する業務の一部または全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社」とは、例えば、証券取引法45条但書の適用除外の承認を受けている会社をいいます。</p> | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|----|--------------------------|--|--|------------|
| 19 | I-1 金融コングロマリットの定義 | 「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」の対象範囲を明確化する観点から、具体例を記載してはどうか。 | <p>本監督指針では、I-1(1)(注4)「当該金融機関の健全性等の確保に重要な影響を及ぼす可能性のある会社」を、以下のいずれかに該当する会社としている。</p> <p>①経営管理会社を連結財務諸表作成会社とした場合において連結対象又は持分法適用対象となる会社</p> <p>②内部管理に関する業務（法令等遵守管理に関する業務、リスク管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務、税務に関する業務）の一部又は全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社、</p> <p>また、内部管理に関する業務の一部または全部を、経営管理会社又はグループ内の金融機関と共通の役員又は使用人によって行わせている他の会社」とは、例えば、証券取引法45条但書の適用除外の承認を受けている会社をいいます。</p> | 全国銀行協会 |
| 20 | I-2 監督目的・監督手法 | <p>監督指針における金融コングロマリットの監督目的・監督手法は、グローバル化・巨大化し、多様な業務展開を指向する大手行グループを相当程度意識した内容となっている。</p> <p>地域金融機関においては、形式上金融コングロマリットに該当したとしても、グループ内の個別の金融機関の健全性等の確保を図れば、金融コングロマリット化に伴って発生するとされる特有のリスクをコントロール可能である場合も想定されることから、その業務実態に十分に配慮し、「(3)留意点」にも触れられているが、本指針を機械的・画一的に適用することによって過度な行政介入とならぬよう、弾力的な運用をお願いしたい。</p> | <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2(3)留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、本監督指針の機械的・画一的運用を避けることとしています。実際に監督を行っていく上では、グループの大きさ、金融コングロマリットの態様や国内にある金融機関の規模、海外当局の監督の同等性等を総合的に勘案し、個別具体的に判断していくこととなります。</p> | 全国地方銀行協会 |
| 21 | I 金融コングロマリット監督に関する基本的考え方 | <p>I-1 金融コングロマリットの定義によれば、外国持株会社等グループにおいては、本国における持株会社及びその傘下にあるグループ内企業の経営を管理している会社が「経営管理会社」となるが、I-2 監督目的、監督手法 及び II 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）に記載されている「経営管理会社」に要求・期待されている項目を、字義通りに当てはめていることは以下の点から困難なケースがあると思われる。</p> <p>(1) 当該経営管理会社の本国及びその支配化にある諸外国に所在するグループ会社に適用される経営管理、自己資本規制、リスク管理等に関する当局規制・法規制が、日本の当局規制・法規制と異なる場合やコンフリクトを生じる場合があること</p> <p>(2) 日本国外に所在する当該経営管理会社やグループ会社に対する当局の監督権の範囲の問題</p> <p>(3) 日本国内の支店・子会社が、本国の親会社・持株会社や、日本の支店・子会社と直接的な取引関係や資本関係を有しないグループ会社を管理・監督したり、グループ会社から報告を求めることは現実的でなく、実務的な制約があること。</p> <p>従って、本指針の運用にあたっては、実態を踏まえた柔軟な運用が行われること、指針はすべてのケースに一律に適用されるものではないこと、また字義通りの対応が行われていない場合でも実体のみで問題のない限り、形式的・機械的・画一的な運用により適切・不適切の判断が行われるものでないことを確認したい。</p> | <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2(3)留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、本監督指針の機械的・画一的運用を避けることとしています。実際に監督を行っていく上では、グループの大きさ、金融コングロマリットの態様や国内にある金融機関の規模、海外当局の監督の同等性等を総合的に勘案し、個別具体的に判断していくこととなります。</p> <p>I-2(3)留意点の中で、「本監督指針の適用に当たっては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、・・・」と記述しているとおり、この部分はIについてのみではなく本監督指針全体について言及している記述です。</p> | メリルリンチ日本証券 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|---|--|----------|
| | | <p>I-2 (3) 留意点の記載は、監督目的、監督手法に関して以上のような運用がなされる趣旨と解することもできるが、そのように理解して問題ないか？</p> <p>II 監督上の評価項目についてはI-2 (3) 留意点と同様の記載がないので、追加していただきたい。</p> | | |
| 22 | I-2 監督目的・監督手法 (3) 留意点 | <p>「I-2 (3)」にて「従って、本監督指針の適用に当っては、各評価項目の字義通りの対応が行われていない場合であっても、グループとしての対応がグループ内の金融機関の財務の健全性又は業務の適切性等の確保の観点から問題のない限り、不適切とするものではない。」とありますが、その主旨をより明確にする観点から、例えば以下の通り文言を追加していただきたい。</p> <p>「従って、本監督指針の適用に当っては、グループ内会社の業務内容やリスク特性等を踏まえ、各評価項目の字義通りの・・・」(下線部分追加)</p> | <p>本監督指針では、対象範囲をある程度広義のコングロマリットとした上で、I-2 (3) 留意点において、「金融コングロマリットの態様は様々であり、グループが抱えるリスクの特性やリスクの波及過程も異なる。その結果、グループにおける管理態勢や経営管理会社が担う役割も異なる特色を有している。本監督指針は、こうした金融コングロマリットの実態を十分に踏まえ、様々なケースに対応できるように作成したものであり、本監督指針に記載されている監督上の評価項目の全てを各々の経営管理会社及びグループ内会社に一律に求めているものではない。」と記載しており、ご指摘の点はすでに含まれているものと考えます。</p> | 生命保険協会 |
| 23 | I-2 監督目的・監督手法 (1) 監督目的 第3段落 | <p>「金融コングロマリットのリスクとして、・・・、利益相反行為の発生、抱き合せ販売行為の誘因の増大・・・」が取り上げられていますが、「利益相反行為」、「抱き合せ販売行為」の具体的な事例を教えてください。</p> | <p>個別取引の具体例をあらかじめ示すのは困難ですが、一般論としては以下のとおりです。</p> <p>○利益相反行為 利益相反とは、「本来は、複数の利益が相対立または競合する関係で存在することをさす。しばしば特定の利益のために他の利益を犠牲にするという利益相反行為のことをいう。金融分野では、銀行業務と証券業務を兼営する場合や銀行業務と信託業務を兼営する場合に利益相反が起こりうる」(出典)『金融実務大辞典』(社団法人 金融財政事情研究会)</p> <p>例えば、証券発行による貸付金の回収があげられます。銀行部門が融資先の業況悪化をいち早く知ると、証券部門を通じて社債や株式を発行させ、調達した資金によって貸出金を回収するというケースです。(出典)永田貴洋『金融コングロマリットの経済学』(金融庁総務企画局政策課金融研究研修センター)</p> <p>○抱き合わせ販売行為 「独占禁止法の禁止する不公正な取引方法として公正取引委員会が指定する行為類型の一つ。同一般指定10項は「相手方に対し、不当に、商品又は役務の供給に併せて他の商品又は役務を自己又は自己の指定する事業者から購入させ、その他の自己の指定する事業者と取引するように強制すること」と規定する。また、全国銀行協会連合会の「銀行の公正取引に関する手引」は、「貸出に係る不公正な取引」について、「貸出先の事業活動の拘束」にあたる例として「貸出に際し、自らの他の金融商品や関連会社の商品の購入を顧客の意思に反し強制する行為」、あるいは関連会社との間で「抱き合わせて販売する協定を締結し、それぞれの顧客に他方の商品の購入を、同じく顧客の意思に反し強制する行為」と掲げている。」(出典)『金融実務大辞典』(社団法人 金融財政事情研究会)</p> | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|----|------------------------------------|--|--|--------------------------------------|
| 24 | I-2 監督目的・監督手法 (1) 監督目的 | <p>本監督指針の規定(例えば、コンプライアンス態勢の整備、不公正な取引の防止、コンシューマー・コンプライアンス、顧客情報保護等)と、グループ内の個別の金融機関が服する法令や監督指針とはどのような関係にあるのでしょうか。本監督指針に基づく監督は、グループ全体を監督する点で、グループ内の個別の金融機関に対する監督と異なると思いますが、本監督指針に基づく監督とグループ内の個別の金融機関に対する監督に矛盾や不統一があるのではないかと思います。</p> | <p>本監督指針の規定は、既存の個別業法と矛盾するものではありません。金融監督が目指すところは、第一義的にはグループ内の個々の金融機関の財務の健全性及び業務の適切性等の確保であり、それを通じて金融システム全体の健全性や金融の円滑を確保していくことです。本監督指針は、金融コングロマリット化に伴って発生する特有のリスクを認識し、それに適切に対応していくためのものであり、個別の業態の法令やガイドラインと併せ、いわば「複眼的な視点」でコングロマリットの監督を行っていくことを念頭に置いたものです。</p> | フレッシュフィールド ズブルックハウステ リンガー法律事務所 |
| 25 | I-2 監督目的・監督手法 (2) 監督手法 | <p>監督指針(案)では、監督手法として、経営管理会社又はグループ内の金融機関等に対し、法令に基づく報告を求め、また、法令に基づき業務改善命令等を発出するとされています。「法令に基づく」とあることから、報告を求め、業務改善命令を発出する対象となる会社は、銀行法等の業法の規制に服する会社のみと思われますが、そのような理解でよろしいでしょうか。その場合は、「グループ内の金融機関等」は「グループ内の金融機関」とした方が適切ではないでしょうか。</p> <p>例えば、「事実上の持株会社グループ」の場合は、「事実上の持株会社」に対して報告を求め、業務改善命令を発出することはないという理解でよろしいでしょうか。また、「外国持株会社等グループ」の場合は、国内にある銀行、保険会社、証券会社等の支店又は子会社以外の会社に対して報告を求め、業務改善命令を発出することはないという理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>例えば、経営管理会社が金融庁の監督対象となる金融機関等ではなく、また、金融機関の親会社・主要株主でもない場合、当該経営管理会社に直接の監督権限を有しないが、その場合であっても、グループとしての経営管理、財務の健全性及び業務の適切性に疑義が生じた場合には、必要に応じ、傘下金融機関を通じて情報提供を受ける等の対応をすることが考えられます。</p> <p>「グループ内の金融機関等」とは、グループ内の金融機関(銀行、保険会社、証券会社等)の他、金融庁が監督権限を有するもの(貸金業者など)を含め、金融機関「等」としている。</p> | フレッシュフィールド ズブルックハウステ リンガー法律事務所 |
| 26 | II 金融コングロマリット 監督上の評価項目 (着眼点) | <p>金融イノベーション会議は、提言「法人顧客情報の共有について」(2001年6月18日)において、下記のように主張してきたところである。</p> <p>金融機関の経営が、単体経営からグループ経営へと急速に変貌し、業務のアウトソーシングが普及していくに伴い、旧来の「単体フルセット主義」とでも呼ぶべき考え方が金融業務の実情に馴染まなくなりつつある。こうした中、現行規制の下で禁止されている法人顧客情報の共有が、グループ全体のリスク管理の実施を妨げるという弊害が目立ってきた。</p> <p>わが国の金融規制体系の中で、顧客情報の共有を禁じているのは、いわゆるファイヤーウォール規制である。当規制においては、その理由にかかわらず、事前に顧客から書面による承諾を得ない限り、原則として顧客情報の共有を禁じている。ただし、わが国の場合、ファイヤーウォール規制が業態間の調整に使われてきたという歴史的な経緯があり、現時点における正当性については、批判的に検討する必要がある。また、欧米ではファイヤーウォール規制という概念自体が喪失している。</p> <p>企業経営の実態に準じて、単体会計から連結会計が主流になろうとしている時代に、グループ経営が求められることは必然であり、その際、グループとしてのリスク管理が必要になることは当然である。万が一にも、ファイヤーウォール規制を根拠とした法人顧客情報の共有禁止によって、グループとしてのリスク管理が困難なものとなることは避けなければならない。</p> <p>顧客情報の共有を禁止する現行ファイヤーウォール規制の目的を最大限尊重し、敢えて肯定的に考えると、①詐害行為の禁止、②インサイダー取引の防止、③プライバシーの保護の3点を指摘することが可能だが、各々の観点については、その目的に適切した立法措置がとられているため、ファイヤーウォール規制によって、その規制目的を達成する必然性はない。したがって、顧客情報の共有に関するファイヤーウォール規制につ</p> | ご要望として承ります。 | 金融イノベーション 会議 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>いては、基本的に廃止してよい。</p> <p>特に、名称等から「グループ」であることが明らかな企業間における情報共有に関しては、組織内のチャイニーズ・ウォールが整備されるのであれば、リスク管理目的の法人顧客情報の共有——しかも、リスク管理部署に限定された情報共有——に関する限り、懸念すべき問題はない。こうした情報共有は、書面による事前の同意がなくとも積極的に認められるべきである。</p> <p>この間、平成12年6月27日において、「証券会社の行為規制等に関する内閣府令」及び「外国証券業者に関する内閣府令」の一部が改正され、ガイドラインが改訂された。その結果、弊害防止措置の適用除外の承認を受ければ、「内部管理に関する業務」については、顧客情報を共有しながら遂行することができる可能性は示されている。</p> <p>こうした状況下、現状をみると、一部の金融機関に認可が下り始めているが、その事実が公示されていないため、認可されることが困難なのではないかという印象が拭いきれていない。また現実問題として、リスク管理目的で法人顧客の情報を共有したい先は数多く存在しており、個別認可よりも、ルール化による一斉解禁が望ましい。このため、現行の政令や事務ガイドラインの一部を変更し、「リスク管理」目的に関して、法人顧客情報の共有を明示的に認めることが求められる。なおその際には、法人顧客情報の共有を求める金融機関に対して、下記の条件を課すことが妥当である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 情報に関するリスク管理体制を整備する一環として、セキュリティ・ポリシーを整備し、法人顧客に公表しなければならない。なお、間仕切り、出入り口、電話、受付、会議室、システムなどによる、情報の物理的な遮断についても、セキュリティ・ポリシーによって、それらの効果が代替される場合には、共用することを認めるべきである。 2. リスク管理部署とその他部署との間のチャイニーズ・ウォールが十分であることを、組織、内規、実態等の面から説明できなければならない。また、グループ企業間においては守秘義務契約を厳格に締結し、その履行について十分な内部監査を実施していることを説明できなければならない。 <p>しかし、本監督指針（案）には、グループ全体でのリスク管理に関連し次のようにある。</p> <p>Ⅱ－1－（3）内部監査部門</p> <p>④ グループ内のリスクに的確に対応できるよう、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が、グループ内の金融機関の内部監査部門と協力して監査を実施できる体制を整備しているか。特に、グループ内の金融機関において重要なリスクにさらされている業務等がある場合、法令等に抵触しない範囲で、必要に応じ、内部監査部門が直接監査できる態勢を構築しているか。</p> <p>Ⅱ－2－2 リスク管理態勢</p> <p>④ リスク管理部門は適時適切にグループが抱える各種リスクを把握し、経営管理会社の取締役定期的に報告しているか。</p> <p>⑤ 経営管理会社の取締役は、リスク状況の報告に基づき、必要な意思決定を行うなど、把握されたリスク情報を業務の執行及びグループのリスク管理体制の整備に活用しているか。</p> | | |
|--|--|---|--|--|

| | | | | |
|----|----------|--|--|----------|
| | | <p>Ⅱ-3-1 コンプライアンス（法令等遵守）態勢 (2) グループ内会社によるコンプライアンス態勢の整備 ① グループ内の金融機関において、適切なファイヤーウォールが整備されて、機能しているか。</p> <p>Ⅱ-3-7 顧客情報保護 ① グループ内で顧客情報の相互利用を行う場合、グループとして統一かつ具体的な取り扱い基準を定めた上で、グループ内会社の役員に周知徹底しているか。</p> <p>このように、本監督指針（案）に金融イノベーション会議の主張が反映されたようには思われない。このため、名称等から「グループ」であることが明らかな企業間における情報共有に関しては、組織内のチャイニーズ・ウォールが整備されるのであれば、リスク管理目的の法人顧客情報の共有一しかも、リスク管理部署に限定された情報共有一に関する限り、懸念すべき問題ではないため、個別認可より、ルール化による一斉解禁が望ましく、現行の政令や事務ガイドラインの一部を変更し、「リスク管理」目的に関して、法人顧客情報の共有を明示的に認めるべきである、と改めて要望する。</p> | | |
| 27 | Ⅱ-1 経営管理 | <p>具体的には以下の点。 (1) 代表取締役、取締役および取締役会 ①経営管理会社の取締役の資質 「社会的信用」は、グループ経営管理を行う上での社会的信用であるべきですが、そのようなものがあるのでしょうか。また、どのような基準で適格性を審査するのでしょうか。 ②代表取締役による内部監査へのコミット 内部監査の重要性認識、目的設定、機能構築、状況確認、内部監査の結果を受けた適切な措置などを代表取締役のみに求めているのは何故ですか。取締役・取締役会に共通した責務ではないのでしょうか。 ③取締役の責務 取締役が積極的に参加すべきは「グループ経営管理に係る取締役会の意思決定・業務監督」ではないのでしょうか。 ④取締役会による経営方針の明確化 グループ経営計画につき「組織全体に周知」とありますが「グループ全体に周知」の誤りではないのでしょうか。 ⑤法令等遵守 前段部分「法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み」は、経営管理会社の個社としての取り組みではないのでしょうか。また、全体としてⅡ-3-1(1)①と重複しているのではないのでしょうか。 ⑧経営資源の配分・管理 グループ全体としての経営資源の配分・管理である旨を明確化すべきではないのでしょうか。 (2) 監査役および監査役会 ①～③とも経営管理会社の個社としての取り組みではないのでしょうか。個別の業法の観点から監査役の責務を拡大することはできないと考えられるので、本監督指針では「連結子会社の調査権（商法特例法第19条の3）を適切に行わせること」を定める程度ではないのでしょうか。</p> | <p>① 銀行法第7条の2、52条の10第1号ハ（銀行主要株主）、52条の18第1項第3号（銀行持株会社）、又は保険業法8条の2、第271条の11第1号ハ（保険主要株主）、第271条の19第1項2号（保険持株会社）、において掲げる社会的信用と同等のものと考えます。</p> <p>② 現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」と同じ記述です。</p> <p>③ グループの経営管理を含む、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加すべきという主旨です。</p> <p>④ ご指摘を踏まえ、「グループ全体に周知」と修正しました。</p> <p>⑤ 個社としての経営管理会社を含むグループの法令等遵守に関する取組みを意味しています。また、本監督指針では、矛盾していない限り記述の重複はあり得る構成となっています。</p> <p>⑧ ご指摘を踏まえ、「グループ全体の適切な経営資源の配分」と修正しました</p> <p>(2) 監査役の責務を、法令等を越えて拡大するものではありません。また、金融持株会社に係る検査マニュアルにおいても同様の記載があります。</p> | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|----|--------------------------------------|--|--|----------|
| 28 | Ⅱ-1-1(1)① 代表取締役、取締役 及び取締役会 | 「取締役」とは「常務に従事する取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)」を指すとの理解で良いか。 | 必ずしも全て執行役に読み替えられるものではありません。経営管理会社が委員会等設置会社である場合には、取締役会、各委員会、執行役等の機関等が、それぞれ与えられた権限等を適切に行っているかどうかといった観点から検証する必要があり、本監督指針の趣旨を踏まえ、実態に即して検証を行うこととなります。 | 全国銀行協会 |
| 29 | Ⅱ-1(1)⑦ 代表取締役、取締役 及び取締役会 | ⑦は一般的な条項であり、Ⅱ-2以下に記載されている具体的な指針を遵守していれば問題ないとの理解で良いか。 | そのような理解で結構です。 | 全国銀行協会 |
| 30 | Ⅱ-2-1 自己資本の適切性 | グループ内金融機関のうち、重要性の原則上無視し得るような小規模な海外現地法人などについてまでディスクロージャーを求めるという趣旨ではないとの理解で良いか。 | そのような理解で結構です。 | 全国銀行協会 |
| 31 | Ⅱ-2-1 自己資本の適切性 | 保険会社を含む金融コングロマリットを監督する場合、「(2)金融コングロマリットの自己資本の適切性」の「(注1)」および「(注2)」を読むと次のように解されます。 ① 保険会社はソルベンシー・マージン比率により自己資本の適切性を確認する。 ② 金融コングロマリットに含まれる「銀行、証券会社又は金融持株会社」については自己資本を合算するが、保険会社については合算しない。 他方、「Ⅱ-2-1 自己資本の適切性」の文章には「グループとしての自己資本の充実の適切性を検証」という表現と「金融コングロマリットの自己資本の適切性」という表現があるため保険会社の自己資本を金融コングロマリット内においてどのように扱うのが不明確となっています。 | 「グループとしての自己資本」、「金融コングロマリットの自己資本」、「グループの合算自己資本」のそれぞれは、単に文脈に応じて表現を変えているものであり、全て金融コングロマリットのグループとしての合算自己資本を示しています。 | 日本損害保険協会 |
| 32 | Ⅱ-2-1(2)① 金融コングロマリットの 自己資本の適切性 | 銀行法上、既に連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている中、「合算自己資本」は、銀行持株会社を経営管理会社としているグループが新たにその計算を求められているものではないと理解して良いか。 | そのような理解で結構です。 | 全国銀行協会 |
| 33 | Ⅱ-2-1(2)② 算定方法 | 【規制対象外会社の取扱い】において「所在国の類似の健全性規則に従った場合に算出される自己資本及び所要自己資本が不適切な場合」とあるが、具体的にどのような場合が想定されるのか。 | 本監督指針においては、各金融機関及びグループ全体がそのリスクに応じ、適切な自己資本を有しているか、国際的に認められた枠組みを踏まえつつ検証することとしております。従って、例えば、銀行に要求される健全性の枠組みがバーゼル委員会で決められた枠組みと大きく異なる場合などは、「不適切な場合」と想定されます。 | 全国銀行協会 |
| 34 | Ⅱ-2-1(2)② 算定方法 | 「合算自己資本の額は、経営管理会社が作成する連結財務諸表に基づいて計算する。」とありますが、親会社から子会社への払込資本の額は、親会社における子会社株式と相殺消去されることとなります。所要自己資本の額を経営管理会社またはグループ内の金融機関に係る業法等によって算定すると、単体ベースでの自己資本に係る規制と比較してより厳しいものになりますが、事業ミックスによるリスクの軽減効果等を反映し、所要自己資本の額の算定方法の緩和規定を設定すべきではないでしょうか。 | グループとしての所要自己資本を計算する際には、グループ内取引にかかる取引先リスクを控除するなどの修正は適切なものと考えられます。 | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|----|--|--|--|------------|
| 35 | II-2-1 自己資本の適切性 | 外国持株会社グループについて、本国の経営管理会社が、本国規制当局より連結ベースでの自己資本比率規制の適用を受けている場合においては、日本国内のグループ会社について合算自己資本、所要自己資本の算定及び管理をする必要はないものと理解してよいか？ | 合算自己資本の額は、定期的に報告を求めめるものではなく、当局において必要と判断した場合に報告を求めていくことになります。その際には、海外の規制当局に提出しているものに加え、必要に応じて追加的な情報を求めることもあり得ます。 | メリルリンチ日本証券 |
| 36 | II-2-1 自己資本の適切性 | II-2-1 自己資本の適切性の(2)①において、「経営管理会社又はグループ内の金融機関に係る個別法等によって、連結自己資本比率の計算及びそれに基づく連結自己資本の充実等が求められている場合を除き」とあるので、海外監督当局において、連結ベースでの自己資本規制も求められている場合には、合算自己資本の適切性が確保されており所要自己資本の計算は不要であると解釈してよいか。 また、外国持株会社等グループに該当する場合、経営管理会社の作成する連結財務諸表とは、当該国における会計基準及び営業年度に基づいて作成されたものであり、この監督指針に対応するために、日本の会計基準での作成や連結財務諸表の日本語への翻訳を求めるとは理解してよいか。 | 合算自己資本の額は、定期的に報告を求めめるものではなく、当局において必要と判断した場合に報告を求めていくことになります。その際には、海外の規制当局に提出しているものに加え、必要に応じて追加的な情報を求めることもあり得ます。 なお、本監督指針に基づき、連結財務諸表の日本の会計基準での作成や日本語への翻訳を求めるとはありませんが、仮に当局が合算自己資本等について報告を求めるときには、日本において営業を行っている金融機関の財務の健全性の確保の観点から行うものである以上、当然日本語の報告を提出して頂くことになります。 | 国際銀行協会 |
| 37 | II-2-1 自己資本の適切性 | 海外監督当局の監督下にある場合に限らず、一般的事項として次の点について確認したい。 ・ 規制対象外会社（例えば、サービスカンパニーなど）の取り扱いを具体的に説明してください。 ・ 合算自己資本と所要自己資本の違い及び具体的な計算方法はどのようになりますか？特に規制対象外会社の取り扱いの定義を明確にしてください。 グループ内にダブルハット外の会社がある場合、情報共有ができませんが、その会社の所有自己資本の額はどのように報告するのでしょうか。 | II-2-1(2)②を参照願います。また、証券会社とその主たる構成要因であるグループについては、証券業に加え、証券取引法第34条第1項各号に掲げる業務及び同条第2項各号（第10号を含む）に掲げる業務を営むグループ会社について、証券会社の自己資本規制に関する内閣府令を準用することも適当と考えられます。 | 国際銀行協会 |
| 38 | II-2-1 自己資本の適切性 | II-2-1(1)のグループ内の金融機関の自己資本の適切性に関して、外国銀行の東京支店単体の自己資本は計算不可能ですし、また単体だけでは意味がない数値になりますので自己資本に関する個別資料の提出は要求されないと理解していますが、その理解でよろしいでしょうか？ | 合算自己資本の額等は、定期的に報告を求めめるものではなく、当局において必要と判断とした場合に報告を求めていくことになります。その際の判断基準については、II-2-3を参照願います。 | 国際銀行協会 |
| 39 | II-2-1 自己資本の適切性 | 本指針に基づく合算自己資本や所要自己資本の算定方法が、本国監督当局によるルールと異なる複数の基準によるものとなった場合には、グループ全体での連結ベースリスク管理に混乱・支障をきたすこととなるので、算定ルール・基準が国際的な基準に整合したものとなるように配慮いただきたい。そのために必要に応じて当局間での調整をお願いしたい。 | ご要望として承ります。 | メリルリンチ日本証券 |
| 40 | II-2-2⑥ リスク管理態勢 | 「リスクモニタリングシステムが統一されたものとなっている」というのは、必ずしも物理的にシステムが同じことまで要求されている訳ではなく、重要性の原則上、不整合がない水準にあれば要件を満たすと考えて良いか。 | そのような理解で結構です。 | 全国銀行協会 |
| 41 | II-2-2-1(2)、 (3) リスクの偏在に対する管理態勢、リスクの集中に対する管理態勢 | 「リスクの偏在」と「リスクの集中」の違いを明確化して欲しい。 | ○リスクの偏在・・・ グループ内における特定の企業にリスクが偏っていること。 例：グループ内の信用保証会社が、複数の銀行の融資をすべて保証している場合など。 ○リスクの集中・・・ | 全国銀行協会 |

| | | | | |
|----|---|--|---|----------|
| | | | グループ内の複数の企業のリスクが、合算ベースでグループ外の特定の企業・分野に集中していること。 例：銀行が融資をしている大口先に、同じグループ内の保険会社が保険引受リスクを有している場合など。 | |
| 42 | II-2-2-1 (3) ① リスクの集中に対する管理態勢 | 「具体的には」以下は、影響を適切に評価する手法の例示であると考えて良いか。 | そのような理解で結構です。 | 全国銀行協会 |
| 43 | II-2-2-1 (3) ④ リスクの集中に対する管理態勢 | 「投資リスク」とは、具体的にどのような内容のものを指すのか。 | 株価の低下や為替の変動等によるリスクを指します。 | 全国銀行協会 |
| 44 | II-2-2-2 信用リスク管理態勢 II-2-2-3 市場 リスク管理態勢 | ・いずれの項目にも「自己資本に見合ったリスクリミットの設定等」を掲げていますが、個別の金融機関としての自己資本とグループ全体としての自己資本の両面からの設定を求める趣旨なのか確認させていただきたい。 | グループの自己資本に見合った信用リスクリミットの設定が求められています。 | 日本損害保険協会 |
| 45 | II-2-2-1 リスク管理態勢・共通編及び II-2-2-2 信用リスク | <p>グループ会社間の情報共有は、経営の効率化やリスク管理にとって重要な課題と考えます。しかしながら、情報の取扱に関する法制度に整合性が見られないため、業務運営上かえって非効率化やリスクが生ずる可能性があります。</p> <p>証取法上で弊害防止措置の適用除外の承認を受けても、当該リスク管理部門以外での顧客情報の共有は認められていませんが、リスクの管理は独立したリスク管理部門外の営業部門や事務・業務の現場においても関与することがあります。例えば、疑わしい取引については、単体の会社において発見しえない事例であってもグループ全体で捉えると「疑わしい」と認識できるケースもあり、また、業務効率上およびオペレーション・リスクの軽減上、本人確認情報（書類等）をグループ・ベースで管理するメリットは十分にあります。Consolidated KYC Risk Management は BIS でも推奨されているところです。</p> <p>例えば、銀行プロダクトと証券プロダクトとを組み合わせた商品へのニーズ、また顧客側からも“ワン・ストップ・ショッピング”を求める声も上がっているなか、外資系金融機関がコングロマリットとして共通の経営戦略の下に業務を推進することは必然的な状況と思われる。適切なリスク管理をめざす上でも、更には顧客への利便上も、迅速で総合的な管理・業務推進体制を可能にすべく、グループ内のすべての金融機関において或いは少なくともいずれかの金融機関において、営業部門等（証取法45条に基づく兼業可能部門以外）であってもリスク枠あるいは収益性等を把握できるような体制を可としていただきたいと存じます。逆に言えば、内部管理以外の部分でのコングロマリットとしての業務遂行上、どこまでの情報交換等の行為が認められるのか、この機会に明示すべきではないかと考えます。</p> <p>また、個人情報保護法では、個人情報に係る業務の外部委託は第三者提供に当たらないとされ、グループ間の顧客情報の共有についても明示義務に留められており、本人の同意を要しません。証取法では顧客情報の共有は事前の書面による顧客の同意が求められており、更に、グループ内での顧客情報に係る業務委託に際しても外部業者に対するもの以上の制約が課されており</p> | ご要望として承ります。 | 国際銀行協会 |

| | | | | |
|----|--|--|--|--------|
| | | <p>ます。</p> <p>証取法では銀証間のコンピュータ・システム（電子情報処理組織）の共有を行う場合は、情報の伝達が行われないよう措置が講じられることとされていますが、共有が制限されるべき情報が、顧客や発行者の取引等の情報に限られるのか、リスク管理情報、グループ各社の経営情報やその他の一般情報にも及ぶのかが明確ではありません。法解釈上は双方を含むものとも考えることも出来ますが、法及び本監督指針の主旨からは前者のみと捉えることも可能でしょうか。</p> <p>上述の事例に鑑み、利益相反行為の発生や抱き合わせ販売行為の誘引、誤認等の弊害を防止し、効率的な経営やリスク管理を行うためには、企業単位の情報管理よりも寧ろ情報の内容・関与部門・目的等による取扱を規制（例えば、チャイニーズ・ウォール等の設置により）し、各金融機関が自己責任において運用し、当局が監督・検査をすることが望ましいと考えます。</p> | | |
| 46 | II-2-3 海外監督当局における コングロマリット監督の 同等性 | <p>「まずは・・・海外のコングロマリット監督態勢との同等性を検証する」とありますが、この検証結果は当該国の外国持株会社グループ傘下の支店等に開示、或いは公表される予定がおりかどうかご教示いただきたいと存じます。</p> <p>更には、同等性の有無によって監督行政にどのような影響を及ぼすのか等についても、具体的に示していただければと存じます。</p> <p>また、この同等性というのは、御庁の邦銀に対する監督と、海外監督当局の当該国に本部を置く金融機関に対する監督との同等性という理解で宜しいでしょうか。</p> | <p>ここでいう同等性とは、金融庁のコングロマリット監督と海外監督当局のコングロマリット監督との同等性を意味します。</p> <p>「海外監督当局の同等性」は、監督実務上の運用において考慮するファクターとして示しているものです。具体的な実務への影響は個々のコングロマリットの形態や事案の内容により異なることとなります。</p> | 国際銀行協会 |
| 47 | II-2-3 海外監督当局における コングロマリット監督の 同等性 | <p>① 検証は、金融庁の検査官と現地の当局との間で直接行われると認識していますが、その理解でよろしいでしょうか？</p> <p>② 経営管理会社の所在地の外国監督当局は、具体的にどの国の機関が該当しますか？例えば、英国FSA、ドイツBAFin、スイスEBKや米国SECなどでしょうか？</p> <p>③ 海外監督当局と同等であれば、国内における財務の健全性に関しても、経営管理会社の監督態勢に準じて良いという理解でよいでしょうか？</p> <p>④ 経営管理会社の海外監督当局における監督体制が同等と認められた場合、財務の健全性で求められる各リスク管理態勢について、金融庁としてはグループレベルでの監督は行わないと解釈してよいでしょうか。</p> <p>また、その場合には、国内の拠点についての監督はどのようになるのでしょうか。</p> | <p>① 金融庁と海外監督当局で行います。</p> <p>② 海外監督当局には、例示で挙げられている監督当局は当然含まれますが、それ以外にも経営管理会社が所在地としている国の海外監督当局はすべて含まれます。</p> <p>③ 個々のコングロマリットの形態や事案の内容により異なることとなります。</p> <p>④ 同上</p> | 国際銀行協会 |
| 48 | II-3-1(1)③ 経営管理会社による コンプライアンス態勢の整備 | <p>「適切に監視することとしているか」とは、グループ内会社における個別具体的な事案の1つ1つを経営管理会社が個別に監視することを求めるものではない、という理解で良いか。</p> | <p>経営管理会社によるグループ内会社の監視が適切になされていればよく、グループ内会社1つ1つを個別に逐一監視することを求めているわけではありません。</p> | 全国銀行協会 |
| 49 | II-3-1(2)④ グループ内会社による コンプライアンス態勢の整備 | <p>④は一般的な条項であり、銀行グループにおいては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」及び「金融持株会社に係る検査マニュアル」等で定められている管理態勢を遵守していれば問題ないと理解で良いか。</p> | <p>本監督指針は、既存の監督指針等を整理・明確化しただけではなく、金融コングロマリット化に伴って発生するリスク等を整理し、その管理態勢等について、新たな着眼点・留意点を示したものです。</p> <p>従って、既存の検査マニュアルや事務ガイドライン等を遵守したとしても、グループの観点からは不適切と判断される場合も考えられます。</p> | 全国銀行協会 |

| | | | | |
|----|---|--|--|----------------|
| 50 | II-3-1 コンプライアンス (法令等遵守) 態勢 | <ul style="list-style-type: none"> ・項目の立て方につき「II-3-2グループ内取引の適切性」と平仄を合わせるべきではないでしょうか（当局が検証する際の着眼点→経営管理会社の態勢整備など）。 ・(2)において「II-3-2グループ内取引の適切性」と重複があるのではないのでしょうか（④、⑥、⑦）。 ・(2)においてグループ内の金融機関にのみ適用されるもの（①、②、⑤、⑧）と、金融機関以外にも適用されるもの（③、④、⑥、⑦、⑨）を明確に区分すべきではないでしょうか。 | <ul style="list-style-type: none"> ・本監督指針では、矛盾していない限り記述の重複はあり得る構成となっています。 ・本監督指針は、グループ内の金融機関の業務の適切性等を検証するためのものであり、規定が適用される範囲で区分することが必ずしも合理的でわかりやすいとはいえないと考えます。 | 日本損害保険協会 |
| 51 | II-3-1 コンプライアンス (法令等遵守) 態勢 (2) ① | ①にある「適切なファイヤーウォール」が指す意味を明確化していただきたい。②～⑨がその具体的説明なのであればその旨を明確化していただきたい。 | 法令に基づく適切な弊害防止措置がとられているか等を確認する主旨です。 | 日本損害保険協会 |
| 52 | II-3-2 (2) 経営管理会社の「グループ」内取引管理態勢 (注)チ. | 条項中の「グループ企業」という用語の他に、「グループ内会社」との表現が本指針で用いられているが、異なる内容のものを指すのか。 | ご指摘を踏まえ、「グループ内会社」に統一するよう修正しました。 | 全国銀行協会 |
| 53 | II-3-2 グループ内取引の適切性 (2) ② | (2)②において「利益相反の可能性」を掲げていますが、(1)に掲げるべきでないでしょうか。その上で、利益相反問題も含む形で「グループ内取引に係る基本方針」を策定すべきことを規定化すべきではないでしょうか。 | 経営陣が特に留意を有するものの例示として挙げたものです。 なお、金融持株会社に係る検査マニュアルにも同様の着眼点を記載しています。 | 日本損害保険協会 |
| 54 | II-3-2-④ グループ内取引の適切性 | <p>本案は、グループ内取引に該当する取引として、(1) 株式持合い、(2) コングロマリット内の短期流動性の集約的管理、(3) 他のグループ内会社から受け、又はそれに供与する保証、貸付、コミットメント、(4) 主要株主への信用供与、(5) 顧客資産を他のグループ内会社に委託することによって生じる信用供与、(6) 他のグループ企業との間での資産の購入又は販売、(7) グループ内会社間において第三者に関係するリスク・エクスポージャーを移転するための取引など、多くの例を挙げています。</p> <p>そして、監督当局は、これらの取引がグループ全体の財務に「重大な影響」を与える可能性があるとなした場合には、必要に応じて、これらの取引に関する報告を求めることができる広範な権限を有しています。「重大な影響」がある場合に該当するかどうかについては、数値による基準はありません。「重大な影響」に関するこのような不明確さは、過剰な報告義務を課すことになりかねません。グループ内取引について、取引の規模に基づいた明確な基準を設けるべきであると考えます。</p> <p>例えば、EU 指令では、「重大」な取引は、金融コングロマリットの自己資本要求額の5%以上の取引と定義されています（EU 指令第8条第2項）。このような基準は、グループ内取引をグループ全体にとって重大なものに限定することができるとともに、監督当局が報告を求める可能性のある取引を明確に示すことができます。</p> | EU 指令では自己資本の計算を義務付けているため、その自己資本に見合った重大性の認定が可能となりますが、本監督指針においては自己資本の計算は必要に応じて行うこととしており、同様の基準を設けることは困難だと考えます。重大性は取引規模だけでなく、リスクの集中度等をみたと上で、個々の取引の実態に応じて判断することとなります。 なお、報告を求める際には、法令に則り、適切に行うこととしております。 | 日本ゼネラル・エレクトリック |

| | | | | |
|----|-------------------------|---|---|-----------|
| 55 | Ⅱ-3-3 事務リスク管理態勢 ④ | ④において「経営管理会社がグループ内他社の顧客から受けた苦情等」につき、経営管理会社自らが「記録・保存」することを義務付けていますが、グループ内他社に委付した案件まで記録・保存する必要はないのでしょうか。 | 経営管理会社が受けつけた苦情等については、経営管理会社で適切に記録・保存されているかを着眼点としています（監督指針は「義務付け」を行う性格のものではありません）。 なお、金融持株会社に係る検査マニュアルにも同様の記載があります。 | 日本損害保険協会 |
| 56 | Ⅱ-3-4 システムリスク管理態勢① | ①における「リスク管理態勢」はグループ全体としてのものである点を明確化するべきではないでしょうか。 | そのような主旨で書かれています。 | 日本損害保険協会 |
| 57 | Ⅱ-3-5 危機管理態勢④ | ④コンティンジェンシープランに基づく訓練とは具体的にどのようなものか例示していただきたい。 | それぞれの金融機関において作成しているコンティンジェンシープランに基づいていかに実効性のある訓練を行うかは、様々な態様が考えられ、例示を行うことはなじまないと考えます。 | 日本損害保険協会 |
| 58 | Ⅱ-3-6 増資 | 平成17年4月28日付けで公表されました標記の監督指針案について、当協会は次のとおり意見を申し上げます。 ・ 「Ⅱ 金融コングロマリット監督上の評価項目（着眼点）」の「Ⅱ-3 業務の適切性」の「Ⅱ-3-6 増資」について （意見） 「（1）基本的な経営姿勢」に「③ 取締役会は、商法、独占禁止法及び証券取引法等の法令等に関し、必要に応じ、弁護士や監査法人から文書による意見を求める等…（省略）…」とあるが、この「監査法人」は削除していただきたい。 （この意見は、「監査法人」が監督対象である「金融コングロマリット」の監査人である場合を前提としている。） （理由） 監査人である公認会計士又は監査法人は、財務諸表監査においては、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについて意見を表明するのであって、特定の事項について意見を述べるものではない。ところが原案では、あたかも財務諸表監査において監査法人が、一般的に特定の事項として法令等の解釈について照会を受け、それに対し文書による回答を行っているが如きの表現となっており、誤解を与えるおそれがある。 | 現行の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」と同様の記述にしています。 | 日本公認会計士協会 |
| 59 | Ⅱ-3-7 顧客情報保護 | 本指針では、「グループ内」で顧客情報の共有が図られる場合について、顧客情報管理の適切性を検証するための着眼点の例が複数設けられているが、グループ内の金融機関以外の会社でのみ顧客情報を共有する場合等で、「グループ内の金融機関の財務の健全性及び業務の適切性等の確保の観点から問題のない」（Ⅰ-2 監督目的・監督手法(3) 留意点）場合については、不適切とするものではないことを確認させて頂きたい。 特に、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に係る⑤や⑥については、グループ内の金融機関以外の会社でのみ顧客情報を共有する場合については、当指針は適用されないことを確認させて頂きたい。 | ご指摘のケースは本監督指針の対象ではありません。しかしながら、本監督指針等の対象であるかないかに関わらず、個人情報取扱事業者には個人情報保護法の遵守が求められることは言うまでもありません。 | 生命保険協会 |

| | | | | |
|----|--------------------|--|---|----------|
| 60 | II-3-7 顧客情報保護 | <p>本指針では、「グループ内」で顧客情報の共有が図られる場合について、顧客情報管理の適切性を検証するための着眼点の例が複数設けられていますが、グループ内の金融機関以外の会社でのみ顧客情報を共有することもあり、そうした場合にまで、金融コングロマリットのグループ内会社であることをもって、そうした着眼点に基づく検証を求めることは適当ではないことがあります。</p> <p>例えば、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の規律を及ぼす⑤や⑥について、グループ内の金融機関以外の会社でのみ顧客情報を共有する場合にまで適用することは適用ではないと考えられます。</p> | 同上 | 日本損害保険協会 |
| 61 | II-3-7 顧客情報保護① | <p>顧客情報の相互利用を行なう場合において、グループとして統一かつ具体的な取扱い基準を定めることが、顧客情報管理の適切性を検証するに当たっての着眼点として定められているが、グループ内会社の顧客情報の取り扱いの態様はそれぞれの業務内容等に応じ、様々であると考えられ、必ずしも、「統一かつ具体的な取扱い基準」まで定める必要はないものとする。</p> <p>従って、「金融持株会社に係る検査マニュアル」の「II. 保険持株会社に係るチェックリスト」-「i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」-「V. 情報管理」-「1. 顧客情報管理体制の整備(1)」に記載の通り、グループ内において顧客情報を共有化する場合、その方針等を明確に定め、その方針等についてグループ内会社に遵守させることとすべきであり、その旨修正すべきとする。</p> | <p>グループとしての顧客情報の相互利用における取扱いについての整合性を確保するためにも統一基準は必要と考えます。顧客情報の取扱いについては、金融機関に「個人情報保護法」、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等」の実務指針」等に基づく基準が求められるものと考えます。</p> | 生命保険協会 |
| 62 | II-3-7 顧客情報保護① | <p>顧客情報の相互利用を行なう場合において、グループとして統一かつ具体的な取扱い基準を定めることが、顧客情報管理の適切性を検証するに当たっての着眼点として定められています。グループ内会社の顧客情報の取り扱いの態様はそれぞれ様々であると考えられ、「統一かつ具体的な取扱い基準」まで定めることは現実的ではありません。</p> <p>加えて、金融コングロマリットであるがゆえに取扱い基準まで統一かつ具体的なものとしなければならない理由もないと考えられます。</p> <p>従って、「金融持株会社に係る検査マニュアル」II. 保険持株会社に係るチェックリスト「i. 法令等遵守態勢の確認検査用チェックリスト」V. 情報管理「1. 顧客情報管理体制の整備」の(1)に記載の通り、方針等を明確に定め、その方針等についてグループ内会社に遵守させることとすべきであり、修正すべきと考えます。</p> | 同上 | 日本損害保険協会 |
| 63 | II-3-7 顧客情報保護①⑥ | <p>本項の①及び⑥については、他の項目と異なり個人情報との明記がされていませんが、それぞれ以下の点で、個人である顧客の情報に係る指針と考えてよいでしょうか。</p> <p>①相互利用を含めた取扱いの基本方針を定めることとされているのは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第23条においてである。</p> <p>⑥漏えい等事故については、既に定められている「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第22条等に則って、個人である顧客に関する情報が対象と考えられる。</p> | 「顧客情報」と記述しているところは法人を含めた顧客を想定しています。 | 日本損害保険協会 |
| 64 | II-3-7 顧客情報保護④ | ④は、グループの取り組みではなく個社の取り組みが規定されているのではないのでしょうか。 | 個社の取り組みを規定しています。 | 日本損害保険協会 |
| 65 | II-3-7 顧客情報保護⑤ | グループ内において個人顧客に関する非公開個人情報を利用する場合について記述されていますが、個人顧客に関する非公開個人情報を利用する場 | そのような理解で結構です。ただし、当該グループ内会社が金融分野の事業も行っている場合に | 日本損害保険協会 |

| | | | | |
|----|---|---|---|-----------------------------|
| | | 合の規定は、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」第6条に定められているものであり、金融分野以外の事業には適用されないものであるため。グループ会社が行う金融分野以外の事業については、本号の指針が適用されないと解してよいでしょうか。 | は、「金融庁が所管する分野における個人情報取扱事業者」に該当し、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」の対象となります。 | |
| 66 | II-3-7 顧客情報保護⑥ | 本号において、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に関連する記述がされていませんが、その理由が二重基準を目的としたものであるとは考えられないため、本号の指針が、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン第22条の規定と同等の内容または、それに含まれるものであるか確認させていただきたい。 | 「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」と同等の内容及びそれに含まれるものではありません。 | 日本損害保険協会 |
| 67 | III-1 監督部局との連携強化 | 単独の業態からの監督では捉えられないグループとしてのリスクの所在の問題意識等の共有を図る必要性から監督部局内における連携確保があげられているが、複数の監督部署からの報告徴求等、金融機関にとって過度な負担とならないよう、十分な配慮をいただきたい。 また、金融庁内だけにとどまらず、グループ内にある事業会社に対する他省庁の監督とも、連携を確保できるよう努めていただきたい。 | ご要望として承ります。 | 全国地方銀行協会 |
| 68 | III-1-4 海外監督当局との連携確保(1)① | 海外当局からの意見照会については、III-1-4(2)1において、積極的、適切な対応を求めているといった表現となっている為、当該条項にも「適切」といった文言を使った方が良いのではないのでしょうか。 | ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正しました。 III-1-4 海外監督当局との連携確保 (1)① 海外当局から海外拠点の設置等に関する許認可等についての意見照会等があった場合には、これに積極的かつ適切に対応することとする。 | 日本損害保険協会 |
| 69 | III-1-4 海外監督当局との連携確保 (2)経営管理会社が外国持株会社等である場合 | 「外国持株会社等グループ」の場合は、III-1-4(2)⑤に、「国内拠点が海外当局の連結監査の対象となっていない場合、当該国内拠点については、現地監督当局として検査・監督を厳格に実施するものとする。」とありますが、国内拠点（これは、国内にある銀行、保険会社、証券会社等の支店又は子会社と理解しています。）が海外当局の連結監査の対象となっている場合と連結監査の対象となっていない場合とで、本邦監督当局の検査・監督がどのように異なるのか教えていただきたいと思います。 すなわち、国内拠点が海外当局の連結監査の対象となっている場合においても、本邦監督当局は、本監督指針に従って、国内拠点の検査・監督を行うものと思いますが、そうだとすれば、国内拠点が海外当局の連結監査の対象となっていない場合とでどのような点が異なるのでしょうか。上記の「厳格に実施する」という文言に特別な意味があるのでしょうか。 | 海外当局の連結対象となっているか否かは、監督実務上の運用において考慮するファクターであり、対象となっていない場合には、当局としてそのことに留意する必要があるという主旨です。 | フレッシュフィールズブルックハウズデリンガー法律事務所 |